

くらしのガイド

市や国、道からのお知らせ



野焼きはやめましょう

家庭から出たごみなど、廃棄物の野焼きは、火災の危険を伴うほか、法律により罰せられます。ばい煙や悪臭の原因となります。



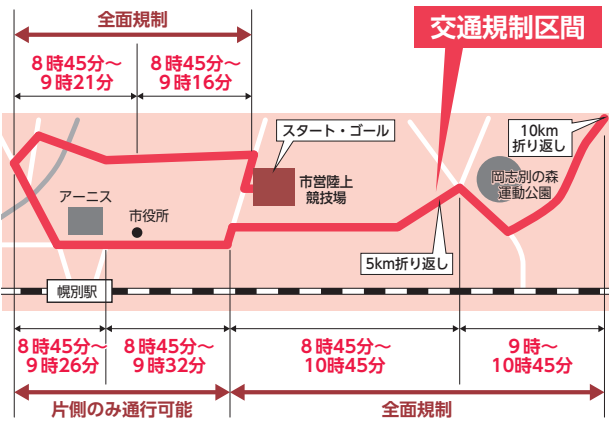
木材、油脂類、布、紙、草も燃やしてはいけません。

野焼きを発見した場合、次のことを分る範囲でお知らせください。

- ・発生日時、頻度、場所
- ・焼却している廃棄物の種類、煙の色、臭い
- ・野外焼却行為者に関する情報

問い合わせ 環境対策G（クリンクルセンター内・☎029

5月10日(日) 登別こいのぼりマラソン交通規制にご協力ください



問い合わせ 同実行委員会事務局
(社会教育グループ内・☎01129)
※ 5月9(土)・10日(日)の問い合わせ
(☎080-9691-3314)

カラスの糞の駆除を行っています

糞を発見した場合は、クリンクルセンターにご連絡ください。対象 一般住居の敷地内にあるカラスの糞

※5以上の高所などは、駆除ができない場合があります。※事業所や作業現場などの糞は、駆除専門業者に依頼するか、自己処理をお願いします。

問い合わせ 環境対策G（クリンクルセンター内・☎029508）

市民ニーズアンケート調査（平成26年度調査）の結果がまとまりました

調査の結果は市ホームページに掲載するほか、閲覧用の冊子を市役所市民コーナーや各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センターに備え付けます。

問い合わせ 企画調整G (☎06586)

野犬掃討を実施します

月日 4月1日(水)〜平成28年3

5月の粗大ごみ収集

申し込み (有)登和清掃 (☎0200)

※土・日曜日、祝日を除く9時〜17時。
※電話のかけ間違いに十分注意してください。

地区	収集期間	申込期間
美園町1〜3丁目	5月4日(月)〜5月9日(土)	4月20日(月)〜5月1日(金)
富岸町	5月11日(月)〜5月16日(土)	4月27日(月)〜5月8日(金)
若草町3・4丁目	5月18日(月)〜5月23日(土)	5月7日(木)〜5月15日(金)
新生町5・6丁目、若草町5・6丁目、上鷺別町	5月25日(月)〜5月30日(土)	5月11日(月)〜5月22日(金)

※粗大ごみは、1品ごとに『ごみ処理券(1枚160円)』を貼って出してください。(1回につき5品まで)

問い合わせ 環境対策グループ (クリンクルセンター内・☎02958)

春の全道火災予防運動

4月20日(月)から30日(木)までの間、『もういいかい 火を消すまでは まあだだ』を統一標語として、『春の全道火災予防運動』を実施します。

市内の平成26年の火災発生状況は、建物火災6件、車両火災4件、その他火災3件、野火火

※犬を放し飼いにしていると、野犬と見なし捕獲しますので、首輪や鎖、係留杭などを点検し、必ず係留してください。

問い合わせ 消防本部総務G (☎9611)

指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事事業者を指定しました

指定事業者 熊谷住設(札幌市白石区采通9丁目5-25-506) 問い合わせ 水道G (☎5510)、下水道G (☎99052)

『申し込み』中の『G』は『グループ』の略です

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の仮徴収のお知らせ

◎4月から『仮徴収』が始まります

平成27年度の各保険料（税）について、これまで特別徴収（年金からの天引き）により納めていた方や、平成26年10月までに65歳になった方、新たに加入した方などで年金から差し引くことが可能になった方を対象に、『仮徴収』が始まります。

◎仮徴収時期 4・6・8月

◎仮徴収額

- ・これまで年金から差し引かれていた方
2月の年金から差し引かれた保険料（税）額と同じ額
- ・新たに対象となった方
平成26年度の保険料（税）を元に算出した暫定的な金額

◎本徴収について

国民健康保険は6月、介護保険・後期高齢者医療保険は7月に正式な保険料（税）額を決定し、本徴収時期である10・12・2月で年間保険料（税）額から仮徴収額を除いた額を天引きします。

問い合わせ

国民健康保険グループ（☎⑤1771）
高齢・介護グループ（☎⑤5720）
年金・長寿医療グループ（☎⑤2137）

春のクリーン作戦にご協力ください
〜登別市連合町内会〜

日時 4月19日(日)8時〜9時
※小雨決行。大雨のときは、5月10日(日)に延期。

場所 公園や生活道路、河川敷地、空き地など公共の場所

内容
・燃やせるごみと燃やせないごみに分け、9時までに各地区のごみステーションに集積します（通常は資源ごみですが、びん・缶は燃やせないごみ、ペットボトルは燃やせるごみに分別します）

・当日は、燃やせないごみのみを収集します。燃やせるごみは、町内会などに配布されるボランティア袋に入れ、各区の収集日にごみステーションに出してください

お問い合わせ 同事務局（市民協働G内）☎⑤4963

農業委員会の目標・活動計画などについて意見を募集します

募集期間 4月1日(水)〜30日(木)

資料の閲覧 市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、農業委員会事務局で閲覧できるほか、市ホームページにも掲載しています

意見の提出方法 各閲覧場所に備え付けの専用紙か任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送またはファクス、Eメールで農業委員会事務局（〒059-18701 中央町6丁目11、☎⑤8286、Eメール：farm@city.noboribetsu.jp）に提出するか、各閲覧場所に備え付けの『意見箱』へ投函してください

※電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。

意見に対する回答 寄せられた

自衛官志願に関心がある方は、相談員にご相談ください

自衛官募集相談員	電話番号
羽山 茂	☎⑤8846
山口 登	☎⑤2932
生田 昇	☎⑤2683
塩谷 則子	☎⑤4825
山口 賢治	☎⑤1540

問い合わせ 自衛隊札幌地方協力本部室蘭地域事務所（☎④9533）

意見に対する市の考え方を市ホームページに掲載するほか、各閲覧場所に閲覧ファイルを提出した方に対しての個別の回答は行いません。

問い合わせ 農業委員会事務局（☎⑤9190）

毎週木曜日は、19時まで住民票などの手続きができます

場所 市役所1番窓口

内容 戸籍、住民票（異動届を含む）、印鑑登録証明関係

問い合わせ 市民サービスG（☎⑤1855）

無料法律相談

借金に関する相談・無料 弁護士による直接面談

受任時初期費用（例：自己破産20万円〜）分割可

むろらん法律事務所

借金の整理・過払請求・契約書作成・売掛金請求・先物取引被害など各種相談承ります。

室蘭市中島町2丁目27-11インプレス中島402号室【要予約】相談料2回目以降3,000円

☎0143-41-3155

むろらん法律事務所 検索 民事法律扶助制度対応（応相談）



株式会社SRテクノ 再資源化工場

第3期管理型最終処分場

産業廃棄物を資源に。ここは、すべてが生まれ変わる場所。

R&E 株式会社 アル・アンド・イー

本社／登別市富浦町223-1 TEL(0143)80-2233 FAX(0143)80-2232
札幌事業所／北広島市大曲工業団地4-4-1 TEL(011)370-3232 FAX(011)370-3233

産業廃棄物収集運搬業許可 第00110098348号(油) 産業廃棄物処分業許可 第00140098348号(油)
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 第00150098348号(油) 特別管理産業廃棄物処分業許可 第00180098348号(油)



**4月1日から
フロン排出抑制法が
施行されます**

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍冷蔵・空調機器の管理者には、冷媒漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理、機器整備の結果の記録・保存などが義務付けられます。

問い合わせ 胆振総合振興局環境生活課 (☎249597)

**ご存じですか
国民年金の
『学生納付特例制度』**

学生の皆さんも、20歳になると国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。

学生には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

届け出をせず未納のままにしていると、事故や病気で重い障がいが残っても障害基礎年金が受けられない場合がありますので、保険料の納付が困難な場合は、必ず申請をしてください。

対象 大学（大学院、短期大学を含む）や高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校在学する方

※対象とならない学校もあります。

持ち物 年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書

◎平成26年度に学生納付特例を承認された方で平成27年度も同じ学校に在学する方
4月上旬に日本年金機構から郵送される『学生納付特例申請書（はがき）』に必要事項を記入し、返送することで学生納付特例の申請ができます。

◎**保険料の追納をお勧めします**
承認期間は将来受け取る年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されませんが、承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。

◎**国民年金保険料免除などの遡及期間**
国民年金保険料は、過去2年1カ月分までさかのぼって、申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請をすることができます。

問い合わせ 年金・長寿医療G (☎2137)

市内での事業活動を支援します

	起業をお考えの方	店舗のリフォームをお考えの方	販路の拡大をお考えの方
補助事業名	事業所開設費補助金	店舗リフォーム補助金	商談会等出展補助金
補助対象経費	市内業者を利用して実施する建物の改造、改装などに要する経費および改造、改装などに伴う設備機器類の購入費（事務用機器や車両は対象外）	市内業者を利用して実施する既存店舗のリフォームに要する経費およびリフォームに伴う設備機器類の購入費（事務用機器や車両は対象外）	出展料、通信運搬費、設備リース料、旅費、宿泊費
補助金額	20万円以内	20万円以内	20万円以内
補助割合	補助対象経費の2分の1以内	補助対象経費の2分の1以内	補助対象経費の2分の1以内（登録ブランド推奨認定事業者は3分の2以内、市内事業者のグループは4分の3以内）
募集期間	4月1日(水)～30日(木) ※予算に残額が生じた場合には、2次募集（6月予定）を実施。	5月1日(金)～29日(金) ※予算に残額が生じた場合には、2次募集（7月予定）を実施。	5月1日(金)～29日(金) ※予算に残額が生じた場合には、2次募集（7月予定）を実施。

	空き店舗を借りて事業を行う方	ものづくりを行う中小企業の方
補助事業名	空き店舗活用事業補助金	ものづくり創出支援事業補助金
補助対象経費	所定の要件を満たす個人や法人、団体が、市が指定した区域内にある空き店舗になってから6カ月以上経過している店舗を利用して事業を行う際の店舗賃借料	製品・技術・デザインの開発、需要調査、ホームページ・パンフレットの作製、展示会出展、ものづくりに関する創業などに係る経費の一部など
補助金額	月額5万円以内（補助交付開始から12カ月間）	※詳しくは、室蘭テクノセンターのホームページをご覧ください。
補助割合	補助対象経費の2分の1以内	
募集期間	随時	4月1日(水)～5月15日(金) 問い合わせ 室蘭テクノセンター (☎451188)

これから起業する方や既に事業活動を行っている方を支援する市の補助制度について、説明会を開催します。

日時 4月15日(水)13時30分～15時30分

場所 市民活動センター

問い合わせ 商工労政グループ (☎2171)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です